

鹿 児 島 県 公 報

令和元年10月18日（金）第48号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更（3件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 3
- 肥料の登録の有効期間の更新（経営技術課取扱い） 3
- 収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農地整備課取扱い） 4
- 公共測量の実施（2件）（監理課取扱い） 5
- 堤防と道路との兼用工作物管理協定の締結（河川課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（北薩地域振興局取扱い） 6
（大隅地域振興局取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 6
- 建築士の免許の取消しの公告（建築課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第426号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西之表市安城字猪崎野307番1，住吉字城之山3537番
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第427号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊毛郡中種子町増田字岩屋口685番，686番，字大迫3842番3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第428号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字古仁屋字金久田原43番1，43番2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第429号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
シダマ調剤薬局	奄美市名瀬幸町20番17号	令和元年 10月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第430号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
さくらやまクリニック	志布志市志布志町安楽字高尾 6179番地1	令和元年 10月1日	更生医療

鹿児島県告示第431号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
グリーンティ調剤まさの薬局	南九州市颯娃町別府331番地	令和元年 11月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第432号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番 号	更新後の 登録の有 効期限	肥料の種 類	肥料の名 称	保証成分量（%）	その他の規格	生 産 業 者	
						氏名又は 名称	住 所
鹿児島 県肥第 1252号	令和7年 11月8日	配合肥料	灰合肥料	りん酸全量17.0 内く溶性りん 酸 12.0 加里全量 16.0 内く溶性加里 12.0 内水溶性加里 10.0 く溶性苦土 4.5	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は公定規格のと おり	九州昭和 産業株式 会社	志布志市 志布志町 志布志 3309番地
鹿児島 県肥第 1253号	令和7年 11月15日	とうもろ こしはい 芽油かす 及びその 粉末	コーンジ ヤームミ ール	窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0	該当なし	南日本コ メ油株式 会社	鹿児島市 南栄三丁 目19番

鹿児島県告示第433号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和元年8月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
(株)堀口園 本社工場 8340001015071 (志布志市)	同 左	緑茶粉末	令和 元.8	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
中部飼料(株) 志布志工場 2180001094757 (志布志市)	同 左	マル中印子豚育成用配合飼料とんとん子豚	元.8	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		マル中印種豚飼育用配合飼料HBファイバーリッチ	元.8	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		マル中印肉用牛肥育用配合飼料森栄420ヒサ後期	元.8	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		マル中印ぶり類用配合飼料ハマチEPプレミアウイト10号	元.8	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
明治飼糧(株) 南九州TMRセンター 4010001138693 (志布志市)	同 左	明治配合飼料TMPステップアップSP	元.8	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		明治配合飼料ミックスAファイブSP	元.8	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第434号

土地改良事業県営農地整備（通作・基幹）（旧：農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）（農道整備）西部地区の工事は、平成30年12月26日に完了した。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第435号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（区画整理）第四畦布地区の工事は、平成31年3月20日に完了した。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第436号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和元年10月10日から同年12月27日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市喜入瀬々串町，同市平川町，出水市境町，日置市伊集院町桑畑及び曾於市末吉町深川

鹿児島県告示第437号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州電力株式会社テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（水準測量）
- 2 作業の期間 令和元年10月28日から令和2年3月25日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市，鹿屋市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市及び始良市

鹿児島県告示第438号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき、次のとおり道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路の管理を行う者が河川管理施設の管理を行う。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島県大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 河川の名称，河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称	河川管理施設の位置
二級河川 神ノ川水系 神ノ川	左岸堤防	肝属郡錦江町神川字岩崎2307番1地先から同大字字梅木2345番1地先まで

- 2 兼用工作物となる道路の種類及び路線名
種類 錦江町道
路線名 入料線
- 3 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 錦江町
住所 肝属郡錦江町城元963番地
代表者 錦江町長 木場一昭
- 4 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。），路肩，道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。），改築，維持又は修繕

- (2) 路肩に接する^{のり}法面で、当該路肩から^{のり}法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 5 管理の期間
令和元年10月18日から道路の存続する日まで

北薩地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和元年10月18日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援施設おじゃったモール さつま川内館	薩摩川内市入来町浦之名7100番地1	社会福祉法人ウイズ福祉会	薩摩川内市入来町副田6542番1	大園 章子	令和元年 8月18日	就労移行支援

北薩地域振興局告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年10月18日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
かごしま24	薩摩川内市永利町5-4	一般社団法人HK	埼玉県所沢市松葉町12番3号ア-ガスヒルズ58-1階	久保田さおり	令和元年 9月1日	居宅介護・重度訪問介護

大隅地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年10月18日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニチイケアセンターきもつき	肝属郡肝付町新富164番地3	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 信介	令和元年 10月1日	居宅介護・重度訪問介護

大島支庁告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和元年10月18日

大島支庁長 松本俊一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型就労支援事業所いすわん	大島郡瀬戸内町阿木名1438番地	株式会社せとうち	大島郡瀬戸内町阿木名203番地5	里山 正樹	令和元年9月30日	就労移行支援

公 告

建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消しの理由
	氏名	建築士の別	登録番号	
令和元年8月3日	須田 正己	二級建築士	鹿児島県知事登録第3695号	建築士法第8条の2の規定による届出があったため